

事務連絡
令和2年4月10日

関係区市生活困窮者自立支援制度主管課長

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(宿泊場所の確保等について)

平素より東京都の福祉・保健行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。

先般、令和2年4月7日付けの東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課事務連絡（新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について））で通知したところですが、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、貴区市で実施している住居確保給付金の支給や一時生活支援事業等をご活用いただくとともに、相談時に、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の利用を希望し、利用要件を満たす場合には、当該事業の窓口をご案内ください。

なお、当該事業の利用要件を満たさない場合等、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方からの相談が多数来ることが予想される区市においては、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の拡充（別紙資料参照）に加え、ビジネスホテル等の緊急的な一時宿泊場所の確保を予定しています。貴区市生活困窮者自立支援制度主管課において、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方からの相談が多数來ることにより、上記を活用しても一時居住先の確保が困難な時は、都に相談してください。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部

生活福祉部地域福祉課生活援助担当

市川・村井・吉田・門井

電話：03-5320-4072

事務連絡
令和2年4月10日

各区市
西多摩福祉事務所
各支庁

生活困窮者自立支援制度主管課長様

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長

4月11日（土曜日）及び4月12日（日曜日）に実施する
一時宿泊施設提供終了後の取扱いについて

平素より東京都の福祉・保健行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく4月7日の緊急事態宣言に基づき、東京都では本日インターネットカフェ等について営業休止を要請しました。

のことにより、居所を失う方への対応として、東京都では住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の窓口で、4月11日（土曜日）及び12日（日曜日）の両日に限り、同事業の対象外であるが、生活保護又は生活困窮者自立支援制度の対象と考えられる方に対し、一時的に宿泊施設を提供する予定です。

本来であれば、区市の生活保護及び生活困窮者自立支援制度の窓口により対応する方であるので、一時宿泊施設提供終了の4月13日（月曜日）に、相談の前夜に宿泊していたインターネットカフェ等の所在する区市の窓口を紹介させていただくことについて、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 区市の窓口の紹介について

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の相談時に、利用者に対し、前夜の宿泊地、宿泊に困窮している状況、氏名、電話番号等を確認し、4月13日（月曜日）の午前中に、利用者に係る前夜宿泊地（ホテル所在地ではなくネットカフェ等所在地）の区市に対し、東京都を通じ、必要な情報を伝達するとともに、利用者に対し、当該区市の窓口を紹介する。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部
地域福祉課生活援助担当

市川・村井・吉田・門井
電話：03-5320-4072